

議案第 5 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成22年 2 月 17日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第66号を次のように改める。

(66) 土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査

1件につき 240,000円

第2条中第239号から第241号までを削り、第238号を第239号とし、同条第237号中「若しくは第63条第3項第7号ロ」を「、第63条第3項第7号ロ若しくは第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同号を同条第238号とし、同条第236号中「又は第63条第3項第7号イ」を「、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同号を同条第237号とし、同条第235号中「若しくは第63条第3項第6号」を「、第63条第3項第6号若しくは第68条の69第3項第6号」に改め、同号を同条第236号とし、同条第234号中「若しくは第63条第3項第5号イ」を「、第63条第3項第5号イ若しくは第68条の69第3項第5号イ」に改め、

同号を同条第235号とし、同条中第233号を第234号とし、第228号から第232号までを1号ずつ繰り下げ、同条第227号ア中「第225号ア(ア)及び(イ)」を「第226号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第168号」を「第169号」に改め、同号を同条第228号とし、同条第226号中「第228号」を「第229号」に改め、同号ア中「第224号ア(ア)から(カ)まで」を「第225号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第224号イ(ア)から(カ)まで」を「第225号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同号を同条第227号とし、同条第225号ア(ア)中「第168号」を「第169号」に、「第173号」を「第174号」に改め、同号イ中「第168号」を「第169号」に、「第173号」を「第174号」に、「第227号イ」を「第228号イ」に改め、同号を同条第226号とし、同条第224号ア中「第226号ア」を「第227号ア」に改め、同号を同条第225号とし、同条中第223号を第224号とし、第176号から第222号までを1号ずつ繰り下げ、同条第175号中「第168号」を「第169号」に、「第169号」を「第170号」に、「第173号」を「第174号」に改め、同号を同条第176号とし、同条中第174号を第175号とし、第117号から第173号までを1号ずつ繰り下げ、同条第116号中「第81号から第114号まで」を「第82号から第115号まで」に改め、同号を同条第117号とし、同条第115号中「第81号」を「第82号」に改め、同号を同条第116号とし、同条中第114号を第115号とし、第67号から第113号までを1号ずつ繰り下げ、第66号の次に次の1号を加える。

(67) 土壤汚染対策法第22条第4項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 230,000円

第2条中第242号を第240号とし、第243号を第241号とし、同条第244号中「第38条の4第20項」を「第38条の4第22項」に改め、

同号を同条第242号とし、同条第245号中「又は第39条の7第9項」を「、第39条の7第9項又は第39条の106第2項」に改め、同号を同条第243号とし、同条第246号中「又は第39条の7第11項」を「、第39条の7第11項又は第39条の106第4項」に改め、同号を同条第244号とし、同条中第247号を第245号とし、第248号から第251号までを2号ずつ繰り上げる。

第5条中「第2条第249号」を「第2条第247号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第169号、第225号ア、第227号ア及び第230号」を「第2条第170号、第226号ア、第228号ア及び第231号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

土壤汚染対策法の一部改正に伴い、汚染土壌処理業の許可の更新の申請に係る手数料を新設すること、神奈川県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、租税特別措置法に規定する連結法人による宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定等の申請に対する審査について手数料を徴収する事務に追加すること等のため、この条例を制定するものである。